



市・県民税の申告と確定申告

～申告は正しくお早めに～

	市・県民税の申告	所得税・贈与税・消費税・地方消費税 確定申告
会場・日時	<ul style="list-style-type: none"> ●三島商工会議所4階メンバー交流サロン 2月14日(金)～3月17日(月)の平日 ●錦田公民館2階講堂 2月25日(火) ●中郷文化プラザ1階展示コーナー 2月28日(金) ※上記期間、市役所では申告会場を設けていません。	<ul style="list-style-type: none"> ●三島商工会議所1階TMOホール 2月14日(金)～3月17日(月)の平日 ※上記期間、三島税務署内には確定申告会場を設けていません。
	■受付時間 午前9時～午後5時	■開設時間 午前9時～午後5時
問合せ	市民税課 ☎983-2626 http://www.city.mishima.shizuoka.jp/ (市ホームページ)	三島税務署 ☎987-6711 (代表) http://www.nta.go.jp/ (国税庁ホームページ) ※各種申告書の作成ができます。
申告に必要なもの	①申告書(市役所から送られてきた人のみ) 確定申告のお知らせはがき、または申告書(税務署から送られてきた人のみ) ②印鑑・金融機関の預貯金口座のわかるもの(申告者本人名義のもの) ③収入や必要経費などを集計した書類(源泉徴収票、収支内訳書、青色申告決算書など) ④所得控除などの証明書類(社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの支払証明書や領収書) ⑤その他控除の適用に必要な書類(配偶者の所得を証明するもの、障害者手帳など) ⑥昨年の申告書の控え(確定申告書、収支内訳書、決算書の控えなど)	
備考	①三島商工会議所の駐車場は有料です。公共交通機関の利用をお願いします。 ※市営中央駐車場(中央町1-8)の利用が無料となります。駐車券を申告会場受付にご提示ください。 ②申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までに会場にお越しください。 ③年少扶養親族(平成10年1月2日以降生まれ)のいる人が確定申告する場合、必ず申告書第二表へ記載してください。源泉徴収票に年少扶養親族の記載があっても確定申告書に記載しない場合は、市・県民税の算出に年少扶養親族の人数を含めることができません。	

問 市民税課 (☎983-2626)

市・県民税の申告が必要な人

平成26年1月1日に三島市に住所があり、次の事項に該当する人

※確定申告をする人や給与所得だけで年末調整の済んだ人は、市・県民税の申告は不要です。

- ①市・県民税の申告書が送られてきた人
- ②平成25年中に収入のあった人
- ③課税所得証明書などが必要な人
- ④国民健康保険に加入している人

公的年金などの収入金額が400万円以下の人へ

公的年金の収入金額が400万円以下(複数の公的年金を受給している人は、その収入金額の合計額)で、

かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

ただし、所得税が源泉徴収されている人のうち、確定申告をすることにより所得税が還付される人は、確定申告書を提出して下さい。

次に該当する人は市・県民税の申告をする必要があります

- 公的年金を受給している人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除、扶養控除など)以外の各種控除(医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除などの追加)の適用をうけるとき
- 公的年金に係る雑所得以外に20万円以下の所得(事業所得、不動産所得、一時所得など)があるとき

介護保険の要介護認定を受けている人へ

☎ 長寿介護課 (☎983-2609)

確定申告の際、次の証明が必要な場合はご相談ください。また、証明書の発行には、数日かかります。

①障害者控除を受けるための証明

障害者手帳がない人で、要介護1～5の認定を受けている高齢者(65歳以上)に、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

②おむつ代の医療費控除を受けるための証明

前回の確定申告で、医師発行のおむつ使用証明書を提出し、一定の条件を満たしている人におむつ使用の確認書を発行できる場合があります。



三島税務署からのお知らせ

☎ 三島税務署 (代表☎987-6711)

▶税理士による無料税務相談をご活用ください

場所 三島商工会議所4階A会議室

時間 2月14日(金)～27日(木)午前9時～正午、午後1時～3時30分

▶復興特別所得税が創設されました

平成25年分～平成49年分までの各年分については、復興特別所得税と所得税を併せて申告・納付することとされています。復興特別所得税は各年分の基準所得税に2.1%の税率を乗じて計算します。

▶消費税法改正などのお知らせ

平成26年4月1日から、消費税率および地方消費税率が引き上げられることとなりました。引き上げ後の税率は、消費税率と地方消費税率の合計で8%になります。国税庁ホームページ「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」では、詳しくお知らせしています。<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

※詳しくは、三島税務署までお問合せください。

地域の活性化と雇用創出のために

求む！起業支援型地域雇用創造事業（事業指定型企画提案）

起業10年以内の企業・団体などを対象に、指定事業に対する企画提案者を募集します。選定された提案は、市の委託事業として、失業者を雇用し実施していただきます。

応募資格

▷平成16年2月以降に起業した県内(市内および周辺市町)の企業・団体など(個人事業主も可)

▷起業時から本社を県内に有し、支店などが県外にある場合は、支店などの半数以上が県内にあること。

募集事業

①学生ソーシャルデザインコンテスト事業

市内外の学生を対象に、三島市の資源を活かし地域の課題を解決する社会起業のアイデアを募集する「ソーシャルデザインコンテスト」を行い、地域活性化を図る。

②地域コミュニティ創造事業

地域のきずなづくりのための小学校区単位の会議実施、地域づくり協議会の構築や人材育成に向けた支援などを通じて、新たなビジネスモデルの構築を

図る。

応募締め切り

1月10日(金)まで

応募方法

応募様式は、市ホームページからダウンロードし、必要書類とともに直接持参または郵送してください。

応募先・問合せ

①学生ソーシャルデザインコンテスト事業

健康づくり課(〒411-0832南二日町8-35、☎973-3700)

②地域コミュニティ創造事業

地域安全課(〒411-8666北田町4-47☎983-2708)

※応募資格、要件、募集事業などの詳細については、市ホームページで必ずご確認ください。